

このお知らせは、被災の有無や程度に関わらず、市内事業者のみなさまに一齐に送付しています。建物の全部を解体する予定がない場合は、特に手続きの必要はありません。個人向けには、6月上旬を目途に町内回覧にて周知する予定です。

令和6年能登半島地震により被災した個人・中小企業者のみなさまへ

# 被災家屋・建物の公費解体の相談受付について

令和6(2024)年5月 柏崎市市民生活部環境課

令和6年能登半島地震により被災した家屋・建物の公費解体の相談窓口を設置しました。

公費解体とは、生活環境保全上の支障の除去、二次災害の防止を目的に、市が所有者に代わって家屋や建物の解体・撤去を行う特例制度です。

市は、公費解体を実施するに当たって、被災した家屋・建物の解体を希望される方を把握したいので、解体をご検討される方は、以下の要件などをご確認いただき、ご相談ください。

## 1 公費解体の対象要件

公費解体の対象となる家屋・建物は、以下の要件をすべて満たす場合に限りです。

### (1) 個人または中小企業者が所有する家屋・建物であること

- 令和6年能登半島地震による公費解体は、個人所有の家屋に加え、中小企業者所有の建物も公費解体の対象とされています。中小企業者の要件は、裏面の参考要件をご覧ください。
- 原則、令和6(2024)年1月1日から継続して所有している家屋・建物が対象です。

### (2) 能登半島地震により半壊以上の被害を受けた家屋・建物であること

- 市税務課のり災証明書・被災証明書の発行を確認します。まだ発行がない場合は、被災の状況がわかる写真などをご準備ください。

### (3) 被災した家屋・建物の全部を解体すること

- 家屋・建物の一部のみの解体やリフォームは公費解体の対象となりません。
- 公費解体は原則、地上部分の解体であり、撤去が困難な地下の構造物は解体しません。
- 家財など公費解体の対象外となるものは、事前に搬出していただきます。

## 2 公費解体相談窓口

個人・中小企業者それぞれに以下の相談窓口を開設しています。

### (1) 個人の方 …… 市 環境課クリーンセンター（クリーン推進係）

電話：0257-23-5170 受付時間：平日 8:30～17:15  
所在地：柏崎市松波4丁目13番13号 クリーンセンター内

### (2) 中小企業者 …… 市 商業観光課（商業労政係）

電話：0257-21-2335 受付時間：平日 8:30～17:15  
所在地：柏崎市日石町2番1号 市役所3階

## 3 相談期間

令和6(2024)年7月31日(水)まで

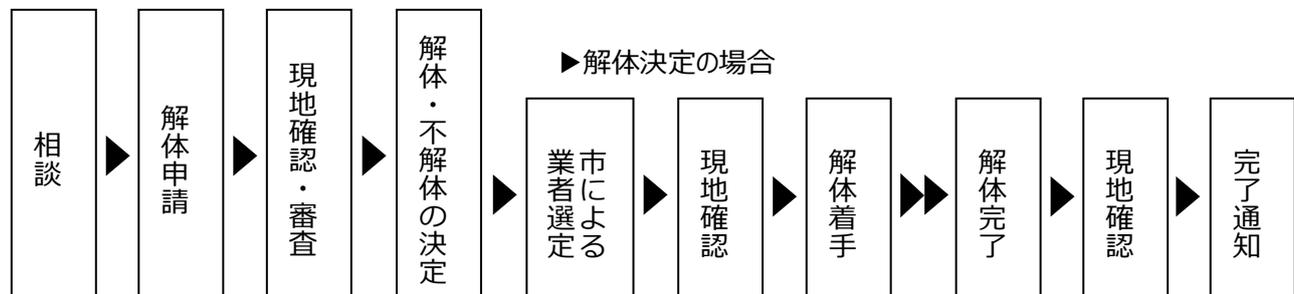
- 公費解体の対象要件に該当する家屋・建物のうち、すでに解体に着手している建物については、その費用の一部を支援できる場合がありますので、ご相談ください。

## 参考 公費解体の対象となる中小企業者の要件

中小企業基本法第2条第1項による中小企業者（これに準ずる公益法人等を含む）

区分	資本金	従業員数
製造・建設・運輸業	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
その他の職種	3億円以下	300人以下

## 参考 公費解体実施の流れ



— このお知らせのお問い合わせ先 —

柏崎市 市民生活部 環境課 クリーン推進係（クリーンセンター）

電話：0257-23-5170 所在地：柏崎市松波4丁目13番13号